

切り捨てられる大阪府の環境行政 ～ 公衆衛生研究所も独法化～

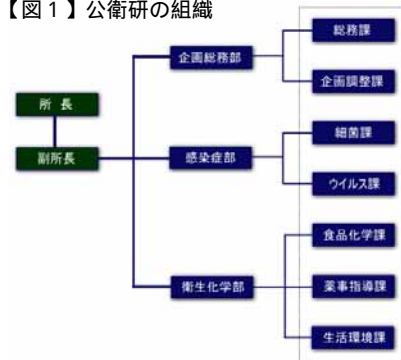
大阪府関係職員労働組合
健康福祉支部公衛研分会

1. 大阪府立公衆衛生研究所

大阪府立公衆衛生研究所(以下、公衛研)は、大阪府が設置する地方衛生研究所(以下、地研)として府民のみなさまの健康とその安全を守るため、感染症・食中毒といった健康危機事件の原因を究明するための検査を行うとともに、食品や医薬品、家庭用品、水道水等の安全性確保のための検査を日々行っています。

公害に関しては、1963年に公害部が設置され、1968年に公害監視センターが設立されて、公害関係調査業務はセンターに移管されました。しかし1971年に公害衛生室が設置され、環境や公害に関する健康調査を行い、大阪府の環境衛生行政に大きく貢献してきました。しかし、2003年に公害衛生室は廃止され、現在は、生活環境課でその役割を引き継いでいます。

【図1】公衛研の組織



2. 衛生研究所はすべて公立運営

大阪府は、この公衛研を2015年4月に大阪市立環境科学研究所と統合して地方独

【図2】公衛研のこれまでの主な取り組み

府民の健康と生活の安全を守る公衆衛生研究所

ノロウイルスによる胃腸炎
集団事例や散発事例の原因となったウイルスの特徴をいち早く解析し、他の地域での流行と比較するほか、ノロウイルス以外の下痢症ウイルスについても追究しています。(ウイルス課)

食中毒検査
O157などの食中毒菌、ウイルス、寄生虫、魚介毒、化学物質等様々な原因による食中毒の検査を実施し、病因物質を特定して行政機関とともに原因解明、危害防止拡大、発生防止に取り組んでいます。(細菌課・ウイルス課・食品化学課)

食品の安全性の検査
大阪府内に流通している食品について、認められていない食品添加物が使われていないか、農薬や重金属が残留していないか、放射性物質が含まれていないかなど、多岐にわたる化学物質の検査を実施し、食品の安全性確保に努めています。
また、中国産冷凍餃子事件のような突然の中毒事例にも対応しています。(食品化学課)

新型インフルエンザ
季節性インフルエンザとの鑑別を迅速に実施し、正確な流行の把握と蔓延防止対策に貢献しました。(ウイルス課)

環境放射能調査
大阪府の環境(雨や塵、水道水等)や大阪府産の食品中の放射能調査を継続的に行っています。日常のデータは、非常時の異常を見分けるための基礎データとして重要です。(生活環境課)

水道水の安全性確認
水道水やその源となる河川水の環境ホルモンやダイオキシン、病原微生物などの調査を行っています。また、公衆浴場のレジオネラ検査や、水道水源を守るための生活排水処理に関する調査研究も行っていきます。(生活環境課)

低脂肪乳事件
微量に含まれていた細菌毒素の検出法を食中毒検査と並行しながら開発し、原因の早期究明に貢献しました。(細菌課)

結核菌の遺伝子型別
患者さんから分離された結核菌を詳しく解析し、患者グループ同士の関連性を調べ、感染源の解明に役立っています。(細菌課)

公衆衛生に関する情報発信
府民の皆様健康と安全を守るために、公衛研ニュースやメールマガジン等の情報を発信しています。(企画調整課)
<http://www.iph.pref.osaka.jp/index.html>

医薬品成分の健康食品への混入
中国製ダイエット食品に不正に混入された医薬品成分の検出を行い、多数の健康被害が発生した事件の解明に大きく役立ちました。(薬事指導課)

公衆衛生研究所の府立存続と発展をめざす会(仮称)

〒540-0008 大阪市中央区大手前 2-1-59 大阪府関係職員労働組合 健康福祉支部内
TEL:06-6941-3130 FAX:06-6941-4541 メールアドレス:mezasukai@fusyokuro.gr.jp

立行政法人（以下、独法）とする作業を進めています。

独法とは、「住民や地域社会にとって必要な業務のうち、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないものを行わせる機関」と独立行政法人法に定められています。大阪府が主体的に府民の健康と安全を守る業務を投げ出すこととなります。

2000年の独立行政法人法施行以降、国や地方自治体の研究所が独法化されてきました。しかし、健康危機管理に係る研究所については、国も（国立感染症研究所や国立医薬品食品衛生研究所）地方自治体も（都道府県立や市立の地方衛生研究所^{注1}）すべて公立で運営しています。大阪府の健康医療部も一貫して、「公衛研は独法化になじまない」との見解を示しています。衛生研究所が公衆衛生行政に科学的根拠を与える行政機関だからです。

3．健康危機管理など府民の健康・くらしの安全を守る仕事は独法ではできない

図2で紹介した以外にも、たとえば、新型インフルエンザが大阪で流行したときには、公衛研の関係職員が一丸となって検査し、保健所や大阪府の関係部局と連携して、その対応に当たりました。流行発生が発覚した当初は、その検査はすべて東京の国立感染症研究所とのダブルチェックで行なうことになっていたため、検体の輸送等に時間がかかっていました。しかし、間もなく国から「公衛研の検査結果のみで対応できる」との了解を得て、ダブルチェックの必要がなくなり、迅速な対応を始めることができました。これは、公衛研が普段から、高い検査技術を維持し、国や保健所、行政機関との連携を取って業務を行なっていたからこそできたことなのです。

独法では、民間委託や指定法人の活用等、徹底した効率化を図ることが求められます。つまり、業務が切り刻まれて検査が民間などに委託され、年々危機管理に対応する能力が低下し、府民のみなさまの健康危機被害が拡大するといった形で、そう遠くない将来影響が現れるであろうと考えます。

4．衛生行政を検討することなく独法化を決定

国は、地研を設置する地方自治体に対し、強毒性の新型インフルエンザ等の感染症や広域化する食中毒の発生に備え、地域保健対策の科学的かつ技術的中核機関として地研の一層の充実強化を図るように求めています（2012年7月31日付健発0731第8号厚生労働省健康局長通知）。しかし、府市統合本部のトップダウンで、大阪府は、独法化ありきで作業を進めています。

5．府民の健康と安全を守るための業務は府立直営で！！

公衛研が果たすべき役割やこれまで行ってきた地道な業務は、地方自治体が主体的に行うべきものであり、効率化や効果を優先する独法ではできないと考えます。そこで、府立存続を求める運動を広げ、この機会に公衛研の様々な業務を府民のみなさまに知って頂き、今後の公衛研のあり方を発展的に考えたいと思い、「公衆衛生研究所の府立存続と発展をめざす会」の設立総会を2013年1月11日に開催しました。

引き続き、「公衆衛生研究所の府立存続と発展をめざす会」の賛同団体・賛同人としてご参加いただけるよう、呼びかけも継続してまいります。今後は、めざす会を通じて、公衆衛生研究所の府立存続をめざす署名活動などの運動を行ってまいります。何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

参考資料 注1

調査研究・試験検査機関のあり方に関する報告書、2008年11月（横浜市）

調査研究・試験検査機関のあり方検討会

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/gai-inf/pdf/houkokusyo.pdf>

府民の健康と安全を守る公衆衛生研究所は大阪府が運営せよ！ 大阪府だけが独法化に向かっている！！

独立行政法人で行う仕事とは？ ⇒ 地方公共団体が自ら実施する必要がないもの…

独法化によって行われること（公衆衛生分野で独法化された研究所はありません！）

長期計画による、計画的な効率化 → 公衆衛生分野の調査研究は実行すること自体に費用がかかり、利益を生むものではない。
→ 組織経営や効率化を目指せば、公衆衛生の確保や向上に向けた現在の地道な仕事はできないと予想される。（お金儲けにつながる研究が優先される。）

民間でできることは民間で（分析結果の信頼性確保のためには、大阪府として独自のチェック業務の実施が必要であるのに）！！

- 日常検査業務のうち、民間で可能なものは民間で実施。
- 日常検査業務がなくなると、分析技術の維持が困難になる。
- 事故、事件発生時の危機対応能力が年々低下する。
- 将来的に健康危機対応ができなくなる。

感染症・食中毒・食品の安全性・水道水質の安全性・健康食品の安全性・放射能調査など

公衆衛生を守るということは、普段から、府民の生活に起きていることを見つめる仕事。
各地で発生している事件・事故の情報収集と情報の共有化。日常検査業務から分かる問題解決のための調査研究。
こうしたことを行っているからこそ、事故・事件発生時の健康危機に対応できるのです。

これらを担っているのがまさに、公衆衛生研究所なのです。

府民の健康・安全を守る 公衆衛生の確保は 府が自ら責任を持って行う仕事です！